

次期「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の策定について

1. 趣旨

県では、令和 6 年(2024 年)3 月に「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を策定し、計画期間を 3 年間として地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくりに取り組んでいる。

現計画は令和 8 年度末で終了することから、高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、社会情勢の変化や地域の実情等を踏まえながら、令和 9 年度から 11 年度を計画期間とする「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を策定する。

2. 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 9 の規定に基づく県の「老人福祉計画」と、介護保険法第 118 条に基づく県の「介護保険事業支援計画」を一体化した県の高齢者施策に関する総合的な計画。

市町が策定する老人福祉計画や介護保険事業計画の達成に資するため、広域的な見地からサービス提供体制の確保や介護保険事業の円滑な実施の支援等について定めるもの。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、健康いきいき 21、滋賀県保健医療計画、滋賀県障害者プラン、滋賀県住生活基本計画、滋賀地域交通計画等との計画と整合性および連携を図る。

3. 計画の期間

令和 9 年(2027 年)度から令和 11 年(2029 年)度【3 年間】

4. 計画策定のポイント

○老人福祉法、介護保険法、社会福祉法などの法律や制度改正を踏まえたものとする。

○高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなどを考慮し、地域の実情を踏まえた計画とする。

○医療介護連携の観点から、新たな地域医療構想の検討内容をはじめ、県保健医療計画、滋賀県における在宅医療等推進のための基本方針等との整合を図る。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく国の認知症施策推進基本計画が策定されたことを踏まえ、滋賀県認知症施策推進計画として新たに位置付ける。

5. 策定スケジュール

令和 8 年	3 月	高齢化対策審議会(諮問)
	6 月	高齢化対策審議会(骨子案)
	8 月	常任委員会(骨子案)
	9 月	子どもの声調査
	10 月	高齢化対策審議会(素案)
令和 9 年	11 月	高齢化対策審議会(答申)
	12 月	常任委員会(素案)、県民政策コメント
	2 月	高齢化対策審議会(原案)
	3 月	常任委員会(原案)、計画策定

次期「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」骨子案について

序章 計画の策定にあたって

1. 計画の位置づけ

- 県の「老人福祉計画」、「介護保険事業支援計画」および「認知症施策推進計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2. 計画期間

- 令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度) [3年間]

第1章 高齢者を取り巻く状況

項 目		2025年	2030年	2040年
人口の推計 (県)	65歳以上	27.6%	29.1%	33.7%
	75歳以上	16.0%	17.6%	19.0%
	85歳以上	5.0%	6.1%	8.5%
世帯の推計 (県)	高齢者単身世帯	12.1%	13.6%	16.9%
	高齢夫婦のみ世帯	12.5%	12.3%	12.8%
認知症高齢者の推計(県)	患者数	47,796人	54,611人	64,533人
	有病率	12.4%	13.6%	14.6%

【2040年に向けた課題】

- 人口構造の急速な変化 (15～64歳人口は13.9%減少、
85歳以上人口は58.9%増加 ※2025年比)
- 人口減少の地域差 (16市町で減少し続け、3市で増加から減少に転じる)
- 高齢化率の地域差 (30%未満 … 4市町、30～35% … 6市町、
35～40%… 7市町、40%以上 … 2市町)
- 単身高齢者世帯の増加、要介護(要支援)認定者の増加、地域における
つながりの希薄化・孤立化、血縁・地縁・社縁などの互助機能が低下

【見直しの方向性】

- 誰もが健やかに、その人らしく活躍し、ともにいきる社会の実現
- 地域の実情に応じた多様な社会資源を活用した包括的な支援体制の充実※
- 介護の担い手となる介護人材の確保・育成・定着と介護現場の革新

※国で検討中の地域の類型「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」

第2章 計画の目指すもの

1. 基本理念(案)

※現行計画を踏襲

○ 誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる 「健康しが」の実現

～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2. 基本目標(案)

※下線部が現行計画からの主な変更点

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化・充実による 共生社会づくり

- 年齢や心身の状態にかかわらず、誰もが生きていることを輝かせ、最期の時までその人らしく居場所や役割を持って活躍できることを目指します。
- 医療や介護、認知機能の低下による支援が必要になっても、当事者の意向が十分に尊重され、本人やその家族をはじめとした周囲の人も、地域において安心して日常生活を営むことができることを目指します。
- 保健・医療・福祉が一体となって地域での暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進を中心に、地域の特性や実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・充実を図ります。
- 少子高齢化が進展し、単身高齢者世帯が増加する中、必要な人に必要な介護サービスを適切に提供できるよう、サービス提供の要となる介護人材の確保・育成・定着を進めるとともに、サービス提供の基盤整備を図ります。
- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもにつくっていく社会の実現を目指します。

3. 目標達成に向け、重点的に取り組む事項(案)

1 誰もがその人らしく生きがいを持って活躍し、ともに支えあう共生社会づくり

年齢や心身の状態にかかわらず、その人らしい居場所や役割があり、その存在が認められるとともに、就労やボランティア、地域活動、文化芸術・スポーツ、健康づくりなど多様な活動に参画できるよう、フレイル(心身の虚弱)予防、社会資源とのつながり支援、そのために必要となる移動支援等について、市町や関係団体、他計画と連携して取り組みます。

また、ケアを提供する家族や周囲の人も自分らしく生活できるよう、社会全体での理解や支援を促進します。

2 認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる認知症施策の推進

認知症の本人やその家族等、当事者の声を踏まえつつ、認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊厳をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる地域づくりと支援体制の充実を図ります。

3 療養から看取りまでを支える医療福祉の体制充実と人材育成

本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話し合って共有するACPの取組や、頼れる身寄りのない高齢者への支援体制の構築を進めるとともに、住み慣れた地域や望む環境で、必要な支援を受けることができる医療福祉の体制充実、人材育成、支え合いのできる地域づくりを進めます。

4 介護現場を支える介護職員等の確保・育成・定着

2040年を見据えた介護人材の需給推計を更新したうえで、介護職員や介護支援専門員等の確保・育成に取り組むとともに、介護テクノロジーの導入支援等により、介護従事者の負担軽減やケアの質の向上、職場環境の改善を推進し、人材の定着を図ります。

5 地域の実情に応じたサービス提供・支援体制づくり

新たな地域医療構想の検討により、見込まれる在宅医療や介護サービスの需要に地域差が生じること等も見据えながら、高齢者の住まいの確保や必要な人に必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

第3章 分野別施策

各節の構成(案)

第1節 誰もがその人らしく生きがいを持って活躍し、ともに支えあう共生社会づくり

- (1)一人ひとりの取組の推進 (重) フレイル予防、社会参加、若い世代からのACP普及)
- (2)共生社会のまちづくり (重) つながり支援、移動支援、ケアラー支援の推進)

第2節 認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる認知症施策の推進

- (1)認知症への理解を深めるための普及啓発の推進
- (2)認知症の人と家族等を支える地域づくり
- (3)認知症の人の社会参加の促進 (重) 当事者の声や思いの実現)
- (4)認知症の人を支える医療・介護の充実
- (5)認知症予防・早期発見のための体制の充実

第3節 療養から看取りまでを支える医療福祉の体制充実と人材育成

- (1)医療福祉・在宅看取りの推進と人材育成 (重) ACPの実践)
- (2)高齢期の暮らしを支える連携の仕組みづくり
- (3)高齢者の権利擁護支援の推進 (重) 頼れる身寄りのない高齢者支援の推進)

第4節 介護現場を支える介護職員等の確保・育成・定着

- (1)介護職員等の確保 (重) 介護の魅力等発信、外国人等の多様な人材の参入促進)
- (2)介護職員等の育成
- (3)介護職員等の定着 (重) 介護テクノロジー等による介護現場の革新)
- (4)事業者の基盤強化

第5節 地域の実情に応じたサービス提供・支援体制づくり

- (重) 2040年を見据えた中長期的なサービス見込み量の推計と地域の実情に応じたサービス提供体制の確保に関する取組
- (1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)施設サービス
- (4)居宅介護支援事業 (5)特定地域サービス・特定地域居宅サービス等事業
- (6)共生型サービス (7)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- (8)その他のサービス (9)高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (10)災害や感染症に強いサービス基盤づくり
- (11)介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1)介護給付適正化に向けての取組
- (2)自立支援・重度化防止等に向けた市町(保険者)支援
- (3)サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進
- (4)サービス選択を可能にする仕組みづくり